

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 今津 幸子
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2-7 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年3月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メタップス
証券コード	6172
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証マザーズ

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2-7 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)1000

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年3月3日
訂正箇所	下記参照

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと、保有する株券等について、発行済株式総数等の1%以上に当たる株券等の内訳の変更が生じたこと及び保有株券等のうち発行済株式総数等の1%以上に相当する株券等に関して重要な契約の内容変更があったこと

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと及び保有株券等のうち発行済株式総数等の1%以上に相当する株券等に関して重要な契約の内容変更があったこと

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(2)【保有目的】

単体株券等保有割合が0.1%以下となり、共同保有者から除外されるので、該当なし。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券を貸借している。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

単体株券等保有割合が0.1%以下となり、共同保有者から除外されるので、該当なし。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先は、機関投資家及びグループ会社(クレディ・スイス証券株式会社)である(なお、この内訳は、機関投資家及びグループ会社(クレディ・スイス証券株式会社)から貸借している307,500株から売却済み株券296,000株を差し引いたものである。)